

第6次流山市障害者計画・第6期流山市障害福祉計画及び第2期流山市障害児福祉計画（素案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	第6次障害者計画・第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画 修正案
1	障害者計画	その他全般	農福連携について、計画案に記載がありませんでした。近隣市（柏市・松戸市・我孫子市）は、ホームページ内検索で、農福連携の記載があり、何らかの活動を行っているようです。流山市ホームページ内を検索には、記載がありませんでした。内閣・農林水産省・厚生労働省・法務省等で、農福連携を推進しているにもかかわらず、何も記載がなかったので、計画に記入いただきたい。 私は、現在、柏の葉にある「千葉大学環境健康フィールドセンター」で、多様な農福連携に貢献できる人材育成プログラムを受講中ですが、農業側から福祉側からの連携や、農福連携活動のマネジメントにより、障害のある方・生きづらい方への支援の幅が広がり、会社側もSDGsの取り組み促進につながると思いますので、ぜひ、計画に入れていただきたいです。 福祉審議委員参加時発言できず、パブリックコメントにての提案になり、大変恐縮ではございますが、ご検討宜しくお願い致します。	障害者が、農業を通じ自信や生きがいを持つことは、障害者が生活を送るうえで、有意義なものと考えます。 本市においても、市内西深井にある、積極的に障害者を雇用する「えかオーガニック農場」がありますので、そちらと連携をし、障害者が充実した日常生活を送れるよう支援してまいります。 いただいたご意見につきましては、参考とさせていただきます。	無	
2-1	障害者計画 P6	(3) 障害種別状況	(3) 障害種別状況の表について、音声言語（咀嚼も含まれる）障害による手帳所持者が非常に少なく、音声言語障害者が少数である印象を受けますが、これは診断基準が厳しいため取得が困難な理由によることをご理解ください。音声言語機能全廃で3級、重度障害で4級なので、ある程度日常会話が可能言語障害者は手帳が取得できない場合があります。このような言語障害者は、健常者と同様に就業することが困難であるにもかかわらず適切な支援が受けられず、福祉施策のはざまに置かれています。手帳所持者の数に表れない言語障害者が多数いることを念頭に、福祉施策に反映していただきたいと思えます。ちなみに失語症者は、人口比で換算して市内に約400～500人いると思われそうですが、手帳の所持者は数値に表れている60数名にとどまっているのが現状です。 また、(4)の等級別状況の表では音声言語障害で2級が3名となっておりますが、音声言語障害は3級または4級しかありませんので、誤りではないかと思えます。ご確認をお願いいたします。	(3) 手帳所持者数にあらわれていない失語症者が一定数いることは理解しています。しかし、統計データが不十分なため計画への反映はしていません。今後は実態把握に努めさせていただきます。 (4)の等級別状況の表は、音声言語障害以外に他障害がある方は重複した総合等級での表記となっております。	無	
2-2	障害者計画 P29、P33、P36、P39	情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	情報アクセシビリティと意思疎通支援について 失語症者向け意思疎通支援者の派遣を早急に実施すべく、障害者計画に明記してください。 失語症者向け意思疎通支援事業は障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置付けられており、支援者養成は県の、支援者派遣は市の必須事業です。千葉県では平成31年度より意思疎通支援者の養成が開始されています。既に研修を修了した意思疎通支援者が存在するにもかかわらず、流山市では派遣の制度がないために活用されていません。派遣事業が速やかに実施され、失語症者の社会参加が容易になるように制度の整備に着手すべきと考えます。 意思疎通支援については、聴覚障害者、視覚障害者に比べて、他の障害者への支援が手薄で、不平等感が否めません。広報や災害情報、障害福祉の案内などの周知には、手話通訳や点訳に加え、「やさしい日本語」など外国人の他に失語症者や知的障害者にもわかりやすい表現形式をご検討ください。 また、障害者と接することの多い施設職員、行政窓口職員には特に、言語障害の基礎知識と基本的な支援方法を周知することは、言語障害者が自立した社会生活を送るうえでも、差別を防止するうえでも必須です。意思疎通支援イコール筆談、文字盤、手話ではないので、そのような手段の使用を求められて、傷つく障害者が少なくありません。	意思疎通支援事業については、失語症者についても必要なものであると認識しています。今後、対象要件やニーズ、実施方法、近隣他市の状況も踏まえ、事業実施を検討してまいります。	無	
2-3	障害者計画 P44	ボランティアの育成・啓発	ボランティア育成について 流山市では障害者福祉センターで失語症サポーター講座が開催されていましたが、千葉県ではより広範囲に失語症者の社会参加を支援する失語症者向け意思疎通支援者の養成が実施されており、市民生活により役立つ存在です。流山市でも失語症者向け意思疎通支援者の派遣を市の制度に位置付けるとともに、養成研修の受講者が増えるように積極的に市民に周知して下さい。	意思疎通支援事業については、失語症者についても必要なものであると認識しています。今後、対象要件やニーズ、実施方法、近隣他市の状況も踏まえ、事業実施を検討してまいります。なお、失語症サポーター講座終了後は、同センターの失語症会話サポーターとして活躍していただいたり、他機関への紹介も行っており、希望であれば、引き続き県実施の失語症者向け意思疎通支援者養成研修にご参加いただいております。	無	
2-4	障害者計画 P57 障害福祉計画及び障害児福祉計画 P55	言語聴覚士	言語聴覚士の定義の2行目に「問題の本質や発音のメカニズム」とありますが、「問題の本質や発現のメカニズム」の誤りです。ご訂正ください。また、言語聴覚士は摂食嚥下障害や高次脳機能障害にも専門的に対応する職種です。	ご指摘の箇所について、訂正・加筆いたします。	有	障害者計画 57ページ及び障害福祉計画 55ページ 用語集 言語聴覚士 1行目～聴覚障害、の後に「摂食嚥下障害、高次脳機能障害」を追記、2行目「発音」を「発現」に修正
3	障害福祉計画及び障害児福祉計画 P33	児童発達支援センターの設置	本編33ページにある令和5年度末までの児童発達支援センターの設置とありますが、問い合わせたところ、新しい施設を作るわけではないと回答がありました。「設置」とは具体的にどのようにされる予定でしょうか。つばさ学園1箇所で開催するには既に限界を超えています。児童ディつばさですら重度の子しか入れないと言われました。軽度の子は民間療育に頼るしかないのでしょうか。流山市の民間療育は最近増えてはきていますが療育の質は疑問で、しっかりPT・OT・STの専門家の訓練を希望しています。 現在のつばさにて実施しているPT・OTの支援人数が少ないように思います。もう少し工夫すれば増やせるように思いますが（既存の施設を利用するなど）ご検討頂けないでしょうか。	1箇所以上という表記がわかりづらいというご指摘について、お詫び申し上げます。 児童発達支援センターについては、現在設置している児童発達支援センターについて維持し、運営することを表現したものでございます。今後の人口推計、利用対象者となる児童の推計を捉え、令和3年度から令和5年度の第2期障害児福祉計画の計画期間において、民間事業者の参入も含めた整備について検討してまいります。 療育支援・幼児ことばの相談室の利用については、発達相談においてお子様の状態と保護者の希望を確認してから医師等の専門家による療育支援会議でお子様の支援方針を決定しております。なお、PT・OT訓練の利用については医師の指示を踏まえての方針となります。	有	障害福祉計画・障害児福祉計画 33ページ後段 (5)の本文中「令和5年度末までに、～設置します。」を「現在設置している児童発達支援センターについて維持・運営し、今後の人口推計、利用対象者となる児童の推計を捉え、令和3年度から令和5年度の第2期障害児福祉計画において、民間事業者の参入を含めた整備について検討します。」に修正
4-1	障害福祉計画及び障害児福祉計画 P33	(5) 障害児支援の提供体制の整備等	令和5年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1カ所以上設置します。 設置とは既存の児童発達支援センターという組織体制の「設置」なのか、建物を新規に設置するという意味なのかかわからない。もっと具体的な説明が必要では。	1箇所以上という表記がわかりづらいというご指摘について、お詫び申し上げます。 児童発達支援センターについては、現在設置している児童発達支援センターについて維持し、運営することを表現したものでございます。今後の人口推計、利用対象者となる児童の推計を捉え、令和3年度から令和5年度の第2期障害児福祉計画の計画期間において、民間事業者の参入も含めた整備について検討してまいります。	有	障害福祉計画・障害児福祉計画 33ページ後段 (5)の本文中「令和5年度末までに、～設置します。」を「現在設置している児童発達支援センターについて維持・運営し、今後の人口推計、利用対象者となる児童の推計を捉え、令和3年度から令和5年度の第2期障害児福祉計画において、民間事業者の参入を含めた整備について検討します。」に修正

第6次流山市障害者計画・第6期流山市障害福祉計画及び第2期流山市障害児福祉計画（素案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	第6次障害者計画・第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画 修正案
4-2	障害福祉計画及び障害児福祉計画 P49	3 第2期障害児福祉計画における各サービスの見込量と確保の方法 (1) 児童発達支援 見込量確保の方法	児童発達支援センターつばさを中心に、市内事業所と連携を図りながら、障害児とその保護者（家族）のニーズに応じたサービスの確保及び質の向上に努めます。 サービスの確保というのは具体的に何をもって確保したと定義し、PDCAサイクルの計画（Plan）見込量を達成したとするのか。PDCAサイクルの計画（Plan）が見込量として定量的に算出されているのに対しての実行（Do）の達成率の算出方法がわからない。	サービスの確保については、本計画中の令和3年度から令和5年度の見込量とサービスの提供実績とを比較することで算出可能と考えています。	無	
5-1	障害者計画 P10, 11	(2) 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び程度別の状況	精神福祉手帳保持者と通院・入院の自立給付を受けている人の重複はあるのでしょうか。明記した方が良いです。	精神障害者保健福祉手帳保持者と自立支援医療受給者の重複はございますので、その旨表記いたします。	有	障害者計画11ページ上段 自立支援医療、在院患者数の下に「精神障害者保健福祉手帳交付者との重複あり」と追記
5-2	障害者計画 P12	人口と障害者手帳所持者の推計	いつ発表された数値かを明記ください。	平成30年3月に発行された「次期総合計画における将来人口推計調査報告書」より抜粋しております。	有	障害者計画12ページ中段に追記
5-3	障害者計画 P14	(2) 生活支援サービスの充実	市内グループホームの名称を明記してください。	ご指摘の箇所について加筆いたします。	有	障害者計画14ページ中段 (2) 「生活支援サービスの充実」本文中「...市内グループ」の後に（野々下の樹）と追記
5-4	障害者計画 P38	5 交流機会の拡大	福祉祭りの実態が無いように思います。	現状は市民まつりにで行っている障害者との交流について、地域に密着した福祉まつりを開催し、障害者への理解が深まるよう目指します。	無	
5-5	障害者計画 P39	1 相談支援体制の充実	市外1か所があります。上部では明記がありますが抜けております。	ご指摘の箇所について修正いたします。	有	障害者計画39ページ中段 [現状と課題]本文中「市内3か所」を「市内3箇所及び市外1箇所」に修正
5-6	障害者計画 P50	市福祉手当・自動車燃料券・福祉タクシー券の助成等	他にも市独自制度があると思います。すべて明記ください。	ご指摘の箇所について加筆いたします。	有	障害者計画50ページ 市福祉手当・自動車燃料券、福祉タクシー券の助成等の「事業内容と目標」本文中「...福祉タクシー券」の後に「在宅障害者一時介護料の助成、精神障害者入院医療費支給、住宅改造費、小児慢性特定疾病児童日常生活用具、難聴児補聴器購入費」を追記
5-7	障害者計画 P55	1文化・スポーツ活動の推進	これが発行されるのは2020年です。オリパラは終了されております。	2021年夏に東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が控えており、障害者のスポーツへの関心も高まっていることから、障害者の各種スポーツ大会への参加を促進してまいります。	無	
6-1	障害福祉計画及び障害児福祉計画 P2	「計画の基本理念」	“障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重する...社会”という理念は大賛成です。	計画の基本理念として掲げている「障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会」を目指し、各種事業を展開してまいります。	無	
6-2	障害者計画 P31	4手話通訳者の養成・派遣の推進	4「基本施策と方向性」 (2) 情報アクセシビリティの向上及び...の中で 手話通訳者ですが、すでに活躍している方が多いと思いますが、の要約筆記者の養成と派遣推進の状況はいかがですか？失語者とは少し違うのですが、「がん」のためノドに電気器械（よくわかりませんが）をつけなければ話ができません。そのような方も含めてもっと必要と思いますが...	聴覚障害者にとって、他者と意思疎通を図るうえで、手話通訳者だけでなく、要約筆記者についても重要な役割を担っていると考えます。市では養成講座の受講を促進するなど、要約筆記者の養成に努めてまいります。	無	
6-3	障害者計画 P33	第3章差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(3) 差別の解消、権利擁護の推進...について 障害を理由とした差別のない社会...は当然です。 2008年に脳出血で手術を受け、その後10数年を経過していますが、その間、それほど問題はなかったとはいえ、時々日常生活の中で突然「言葉」がでて来ない時があります。ひどい時には相手に「君はおかしくありませんか？」と言われたこともありました。 ということで、「差別解消の推進」は私の念願です。	ありがとうございます。本計画の8つの施策分野のひとつである「差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」の主要課題である「障害を理由とする差別解消の推進」に向け、各種事業を展開してまいります。	無	
6-4	障害者計画 P48	第6章雇用・就業、経済的自立の支援	(6) 雇用・就業・経済的自立の支援について 現在、公益社団法人「流山シルバー人材センター」で仕事をしています。午前中だけの軽作業ですが8～10日ほど働いております。担当の方はやさしい人なのですが、障害者の視点はないと思います。今は一応健康ですが今後同じ仕事をするかわかりませんので、今後障害者仲間に対してもほとんど「言葉」が必要ない仕事を提供していただきたいと思います。「流山シルバー人材センター」は流山市役所のおおまかな外郭団体の一つ（機関誌の新年号には毎年市長が出ています）と考えておりますので、その点の指導をお願いしたいと思います。	流山市シルバー人材センターをはじめ、その他機関に障害者に対する合理的配慮の促進に取り組むよう努めてまいります。	無	

第6次流山市障害者計画・第6期流山市障害福祉計画及び第2期流山市障害児福祉計画（素案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	第6次障害者計画・第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画 修正案
7-1	障害者計画 P32	5 要約筆記者の養成・派遣の推進	[現状と課題] 冒頭の「手話を必要とする聴覚障害者」の表現について 聴覚障害者といえば手話という一般社会の中で認識されている現状がある。しかし、手話以外のコミュニケーションを使っている聴覚障害者もいます。この表現は誤った認識を助長するものと思います。	ご指摘について対応いたします。	有	障害者計画32ページ 5 要約筆記者の養成・派遣の推進 [現状と課題]「手話を必要とする」を削除。
7-2	障害者計画 P32	5 要約筆記者の養成・派遣の推進	[現状と課題] 要約筆記者の養成について、11文末に「要約筆記者の養成に努めます。」とありますが、養成に関して具体的な施策はあるのでしょうか。 流山市の要約筆記登録者は高齢化しています。若い世代が養成講座を受けたくても会場が千葉市と遠方のため断念せざるを得ないという実情です。 流山市民の養成講座の受講生は「0」続きです。（養成講座は前期・後期で2年間の受講が必要）このままでは、近い将来流山市の要約筆記者は「0」になります。このことについて、市の考えをお伺いしたい。	聴覚障害者にとって、他者と意思疎通を図るうえで、手話通訳者だけでなく、要約筆記者についても重要な役割を担っていると考えます。市では養成講座の受講を促進するなど、要約筆記者の養成に努めます。	無	
8-1	障害者計画 P31	4手話通訳者の養成・派遣の推進	市役所 常時居るように設置通訳を増やしてほしい。 手話通訳者を増やしてほしい。	設置手話通訳者は週5日ありますが、設置手話通訳者が不在時でも、聴覚障害者が来庁した際に窓口対応できるよう、令和2年11月から遠隔手話通訳タブレットを導入しておりますので、活用してまいります。	無	
8-2	障害者計画 P28	4 防災、防犯対策の推進	公民館等 聞こえない人達だけの集まりの時、火事や地震等々の災害時における文字による情報伝達の方法を教えてください。	火災等の有事の際には避難誘導マニュアルにより、職員が即行動を起こし、マンパワーで各会議室を巡回し避難を呼びかけます。その際にプラカードを携帯し、聞こえない方々にも分かりやすく避難誘導等します。また、必要に応じて、ホワイトボード等に記入し対応いたします。	無	
8-3	障害者計画 P27	2 公共施設等のバリアフリー化の促進	駅など 電車の遅延、事故などの文字情報の設置等。 体育館等 文字情報の設置等	本計画の8つの施策分野のひとつである「情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」に向け、各種事業を展開してまいります。	無	
9-1	障害者計画 P31	4手話通訳者の養成・派遣の推進	聴覚障害者が窓口に来た時、常に1名が対応できるよう、設置手話通訳者を2名にして欲しい。	設置手話通訳者は週5日ありますが、設置手話通訳者が不在時でも、聴覚障害者が来庁した際に窓口対応できるよう、令和2年11月から遠隔手話通訳タブレットを導入しておりますので、活用してまいります。	無	
9-2	障害者計画 P28	4 防災、防犯対策の推進	福祉避難所(ケアセンター)に聴覚障害者のための情報保障設備を設置して欲しい。	避難所において、それぞれの障害特性に配慮した避難所運営ができるよう、各担当課とともに協議を進めてまいります。	無	
9-3	障害者計画 P27	2 公共施設等のバリアフリー化の促進	聴覚障害者が健聴者と共に文化芸術を享受鑑賞できるよう、公的な場(例えば、おおたかの森ホール、キッコーマンアリーナ等)で電光掲示板などの文字表示可能な設備を充実させて欲しい。	おおたかの森ホールについては、音楽鑑賞のイベントに使用されることが多く、今のところ電光掲示板の設置は考えておりませんが、講演会等市主催の事業開催時には、必要に応じて手話通訳や要約筆記の設置をしてまいります。	無	
9-4	障害福祉計画及び障害児福祉計画 P3	計画の「基本的理念」	基本理念の(4)地域共生社会の現実に向けた取組の(ウ)に掲げられている住民同士が出会い参加できる場や居場所を障害の枠を超えて誰もが憩える場ができれば素晴らしいと思います。	基本理念「地域共生社会の実現に向けた取組」として掲げている「障害者等が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会活動に参加・参画するとともに、社会の一員として責任を分担する共生社会の実現」を目指し、各種事業を展開してまいります。	無	
10-1	障害者計画 P28	防災、防犯対策の推進	福祉避難所(ケアセンター)に聴覚障害者のための情報保障設備、例 電光掲示板を整備してほしい。	避難所において、それぞれの障害特性に配慮した避難所運営ができるよう、各担当課とともに協議を進めてまいります。	無	
10-2	障害者計画 P30	情報バリアフリー化の推進	公共施設(公民館、福祉会館等)に電光掲示板を整備してほしい。以上第6次障害者計画、事案[概要版]よりご検討をお願いします。	火災等の有事の際には避難誘導マニュアルにより、職員が即行動を起こし、マンパワーで各会議室を巡回し避難を呼びかけます。その際にプラカードを携帯し、聞こえない方々にも分かりやすく避難誘導等します。また、必要に応じて、ホワイトボード等に記入し対応いたします。	無	
11-1	障害福祉計画及び障害児福祉計画 P33(5)	障害児支援の提供体制の整備等について	令和5年度までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置します」とありますが、これは、既存のつばさ以外にも新設または増設という事でしょうか？ 厚生労働省のHPによると、概ね10万人規模につき1か所以上とあり、流山市は人口増加に伴い、20万人近くですので、増設なのかなど考え、それならば大歓迎なのですが、ただ、今のつばさを維持するという事をまわりくどく言っているだけにもとれ、分かり辛いです。本当のところはどうなのでしょう？	1箇所以上という表記がわかりづらいというご指摘について、お詫び申し上げます。 児童発達支援センターについては、現在設置している児童発達支援センターについて維持し、運営することを表現したものでございます。今後の人口推計、利用対象者となる児童の推計を捉え、令和3年度から令和5年度の第2期障害児福祉計画の計画期間において、民間事業者の参入も含めた整備について検討してまいります。	有	障害福祉計画・障害児福祉計画33ページ後段 (5)の本文中「令和5年度末までに、～設置します。」を「現在設置している児童発達支援センターについて維持・運営し、今後の人口推計、利用対象者となる児童の推計を捉え、令和3年度から令和5年度の第2期障害児福祉計画において、民間事業者の参入を含めた整備について検討します。」に修正

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	第6次障害者計画・第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画 修正案
11-2	障害福祉計画及び障害児福祉計画 P52(8)	障害児の子ども子育て支援等の利用と提供体制	令和5年度末における目標値だけでなく、現状を表示して欲しいです。(どこの幼稚園か、保育園か)ただでさえ障害児の子育ては、とまどいや身の介助など苦しい中自分達で探すというのは苦労を伴うので、具体的にどちらの施設が実際受け入れてくださっているのか、(中野久木のような療育枠のある園など)情報があれば、入園を断られたり、突然退園をすすめられたりしてショックを受ける親が減るのではないのでしょうか?保健センターや療育相談、幼児相談で相談しましたが、詳しい事は分からず自分自身とても苦労しました。今後同じような事で苦労する方が少しでも減って欲しいので、是非お願いしたいです。	保育園及び幼稚園の受入れ状況については、各園の在園児の状況が各年度や月単位で変わるため、市としても把握することが非常に難しいことから、具体的な園をお示しすることはできません。このため、幼稚園については各園に、保育園については、各園及び保育課にご相談していただくようお願いいたします。また、現在の障害児等の受入れについては、保育園及び幼稚園に本市独自の補助金を交付し、障害児等の受入れ体制の支援をしています。今後も支援を継続すると共に、保育園及び幼稚園と連携を図り、受入れ体制の拡充に努めてまいります。	無	
11-3	障害者計画 P53	3児童発達センターの充実	ことばの教室とありますが、「幼児期の発語の遅れや発音、吃音の状態に対して言語聴覚士が専門的立場から症状の解消又は軽減を行う」とあるので問い合わせたものの、今行っている民間の療育で相談してくださいと言われてしまいます。希望しても入れない人の方が多く、全く足りていないのではないのでしょうか?	幼児ことばの相談室の利用については、児童発達支援センター療育相談室で受け付けを行っております。ご利用までの流れとして、療育相談室で発達相談を実施し、お子様の状態と保護者の希望を確認してから、医師等の専門家による療育支援会議においてお子様の支援方針を決定します。現状、利用希望が多いことにより利用をお断りすることはなく、支援方針によって、保護者の御希望に添えない場合がありますが、お子様の発達に合った支援方針を御提案させていただいておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。	無	
12-1	障害者計画 P30	情報バリアフリー化の推進	平時：公民館・福祉会館等に見やすい電光掲示板などの設置の要望 緊急時：福祉避難所に情報保障の設備(掲示板・ブラカードなど 都度の情報が即時にわかるもの)の準備・設置を要望。	必要に応じて、ホワイトボード等に記入し対応させていただきます。火災等の際には避難誘導マニュアルにより、職員が即行動を起こし、マンパワーで各会議室を巡回し避難を呼びかけます。その際にブラカードを携帯し、聞こえない方々にも分かりやすく避難誘導等します。	無	
12-2	障害者計画 P31	ウ 意思疎通支援事業	設置手話通訳者の人数 1人 2人 増員を要望。	設置手話通訳者は週5日ありますが、設置手話通訳者が不在時でも、聴覚障害者が来庁した際に窓口対応できるよう、令和2年11月から遠隔手話通訳タブレットを導入しておりますので、活用してまいります。	無	
13-1	障害者計画 P28	防災、防犯対策の推進	非常時に関する視覚的情報補償の充実を求める。聴覚障害者のみならず、高齢者など多くの人にも効果があると思われる。大きな避難所への電光掲示板の設置等検討いただきたい。	避難所において、それぞれの障害特性に配慮した避難所運営ができるよう、各担当課とともに協議を進めてまいります。	無	
13-2	障害者計画 P42	補装具の支給	人工内耳の電池購入およびプロセッサ買い替え補助も加えてほしい。補聴器と同様の扱いにしていただきたい(他の自治体では導入しているところ多数あり)。人工内耳は、補聴器の効果の低い高度・重度難聴者への補装具であるが、電池の価格も高く費用負担が大きい。小児への適用も増えており、プロセッサや周辺機器の買い換え・購入も必要となる場合が多く、周辺機器の助けは地域の学校に通う場合には重要な役目を果たすが、その費用負担は大きいものであるため、支援があるとありがたい。	本市における補装具の購入・修理につきましては、厚生労働省の基準に基づき支給しています。人工内耳の音声信号処理装置の修理につきましては、令和2年3月に補装具の修理基準表に記載されていますが、電池の購入については基準には該当しませんので、公費負担ができません。	無	
13-3	障害者計画 P42	5障害児支援の充実	難聴児の療育が皆無であり、ことばの教室による発話指導も年長からしか受けられない上に難聴児に対応していない。	難聴のあるお子様に対しては、まず医学的な観点からの支援が必要で、難聴だけが原因か、他にも原因があるのかなど慎重な判断が必要であるのと、常に聞こえと補聴器の管理も必要となり、申し訳ありませんが、そういった聴覚管理ができる環境が児童発達支援センターには整っていないため、聴覚管理等が可能な環境の整った学校や難聴外来のある医療機関の情報提供をしております。	無	
13-4	障害者計画 P51	2学校教育の充実	場所だけあっても無意味であり、適切な支援級である必要がある。難聴学級では手話が使われておらず、手話が必要な難聴児は流山市では教育が受けられない。手話言語条例があるにも関わらず、手話を使う子どもは引越しをせざるを得ない。	難聴特別支援学級における、難聴児の教育に対しては、個の聴力に応じた指導・支援を行っております。自立に必要な力を養うために、補聴器の適切な利用方法、コミュニケーション力の向上等、聴覚障害教育に関する学習を自立活動の時間に取り入れています。意思伝達に必要な手段を獲得するために、手話に限らず多様な指導方法を講じております。難聴特別支援学級の他、千葉県立千葉聾学校も含めた就学先についてのご相談は、教育委員会(指導課)就学担当までご連絡ください。	無	
13-5	障害者計画 P53	3児童発達支援センターの充実	発音などの言語聴覚士の指導は年長からしか受けられなく、とても遅い。せめて年少から適切に受けられる必要がある。手話を使える療育がなく、県外に引越しを余儀無くされる現実がある。また、聴覚障害を専門としている言語聴覚士の配備が必要である。一概に言語聴覚士と言っても専門は多岐にわたり、難聴児に対応できる人が言語取得のためには求められる。	手話を必要とするお子様についての御質問としてお答えします。難聴のあるお子様については、手話だけでなく聴覚活用の両方を必要と考えます。聴覚活用のためには、聴覚管理が不可欠となりますので、難聴のあるお子様については、聴覚管理が最優先となるため、聴覚管理など環境の整った機関等の情報提供をしております。いただいたご意見は貴重なご意見として承ります。	無	

第6次流山市障害者計画・第6期流山市障害福祉計画及び第2期流山市障害児福祉計画（素案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	第6次障害者計画・第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画 修正案
14-1	障害者計画 P28	4 防災、防犯対策の推進	ケアセンター（福祉避難所）に、聴覚障害者のための情報保障設備を設置してほしい。具体的には大きな文字で見える電光掲示板。情報が遅れることなくタイムリーに伝達されるようにしてほしい。	避難所において、それぞれの障害特性に配慮した避難所運営ができるよう、各担当課とともに協議を進めてまいります。	無	
14-2	障害者計画 P31	4 手話通訳者の養成・派遣の推進	現在、流山市役所に手話通訳設置者が1名おられますが、情報保障を更に厚くするため、あと2名増やしていただきたい。	設置手話通訳者は週5日おりますが、設置手話通訳者が不在時でも、聴覚障害者が来庁した際に窓口対応できるよう、令和2年11月から遠隔手話通訳タブレットを導入しておりますので、活用してまいります。	無	
15	障害者計画 P29	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	失語症者の支援に携わっている者です。第6次障害者計画「（素案）概要版」の中で、中途失聴者や難聴者の支援の記載はありますが、失語症者については書かれていないため、明記していただきたいです。加えて、失語症者向け意思疎通支援者の養成・派遣の推進を願います。	意思疎通支援事業については、失語症者についても必要なものであると認識しています。今後、対象要件やニーズ、実施方法、近隣他市の状況も踏まえ、事業実施を検討してまいります。	無	
16-1	障害福祉計画及び障害児福祉計画 P33（5）	児童発達支援センターの設置	「令和5年度までに児童発達支援センターを少なくとも1箇所以上設置します」というのは新たに設置するというのではなく、今ある児童発達支援センターを維持するというのでしょうか。市としては今の市民からの需要に対して十分だとお考えでしょうか。利用する立場としては今の時点ですでに需要に対して追いついていない、足りていないと感じています。つばさ学園や幼児ことばの教室に通えないためしかたなく民間療育に通っている方も多いと思います。私も幼児ことばの教室を断られ、市外に質の良い療育を求めて時間をかけて通っています。また、発達検査を受けるにしても2、3ヶ月待ちは当たり前、受給証取得のための障害児支援利用計画案も専門の方にはみてもらえず毎回セルフプランです。支援センターの担当してくださる方は毎回親身になって話して下さいますが人員もまったく足りていないと感じます。流山市ももうすぐ人口が20万にたつすると思います。児童発達支援センターの需要はこれからもっと増えると思います。施設の増設、心理士や言語聴覚士など専門家の増員を検討していただきたいです。	1箇所以上という表記がわかりづらいというご指摘について、お詫び申し上げます。児童発達支援センターについては、現在設置している児童発達支援センターについて維持し、運営することを表現したものでございます。今後の人口推計、利用対象者となる児童の推計を捉え、令和3年度から令和5年度の第2期障害児福祉計画の計画期間において、民間事業者の参入も含めた整備について検討してまいります。発達相談の期日については、現在新型コロナウイルス感染症対策を講じていることから、お待たせする期日が長くなっておりますが、令和2年度からは発達相談を一部民間委託し、申し込みから相談に繋がるまでの時間の短縮に努めております。児童発達支援センターの利用については、療育相談室で発達相談を実施し、お子様の状態と保護者の希望を確認してから、医師等の専門家による療育支援会議においてお子様の支援方針を決定します。したがって、保護者の御希望に添えない場合がありますが、お子様の発達に合った支援方針を御提案させていただいておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。障害児相談支援の利用については、各月によって利用者人数が多い場合にはお待たせすることもございますが、先ずはお問合せいただき、ご相談をさせていただきます。なお、職員の増員については、利用状況等をみながら、必要に応じ検討してまいります。	有	障害福祉計画・障害児福祉計画33ページ後段（5）の本文中「令和5年度未までに、～設置します。」を「現在設置している児童発達支援センターについて維持・運営し、今後の人口推計、利用対象者となる児童の推計を捉え、令和3年度から令和5年度の第2期障害児福祉計画において、民間事業者の参入を含めた整備について検討します。」に修正
16-2	障害福祉計画及び障害児福祉計画 P52（8）	「保育所及び幼稚園（認定こども園を含む）においては、保育課、児童発達支援センター及び健康増進課等の関係課と連携を図り、受入れ体制の拡充に努めます」	受入れ体制の拡充に努めるとは具体的にどのような事でしょうか。明確に記載していただきたいです。来年年少の発達障害の息子がいます。今年いくつかの幼稚園を見学させていただきましたが、発達障害児を積極的に受け入れてくださる幼稚園はなかなかありませんでした。また受入はしても配慮は出来ないという所ばかりでした。加配をつけていただくことは出来るかと伺ってもつくれるという幼稚園はひとつもありませんでした。流山市唯一の公立幼稚園にいたっても積極的に受け入れをしないというのはあまりにも酷いと思います。加配申請について、加配利用について市はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。加配の補助金をしっかり予算としてとっていただき市としても幼稚園に対して加配利用の後押しをしていただきたいです。	市内私立幼稚園の障害児等の受入れについては、各幼稚園に本市独自の補助金を交付し、障害児等の受入れ体制の支援をしています。今後も支援を継続すると共に、幼稚園と連携を図り、受入れ体制の拡充に努めてまいります。	無	
17-1	障害福祉計画及び障害児福祉計画 P33（5）	障害児支援の提供体制の整備等	重度の心身障害の未就学の息子がいます。つばさ学園に通っていますが、施設が狭いことや、一部は改装されていますが、子どもたちが利用するトイレやマットなどの設備が老朽化している部分が見受けられます。今後も市の人口増加に伴い、つばさ学園を利用する子ども数が増えることも予想されるため、施設の拡張や、バリアフリー化も含めた対応を検討いただきたい。	園児が快適な環境で支援が受けられるように、平成28年度につばさ学園のトイレ改修工事を行い、平成30年度に各教室の床暖房を行いました。今後も必要に応じて設備の改修や備品の購入を検討していきます。	無	
17-2	障害福祉計画及び障害児福祉計画 P33（5）	児童発達支援センターの設置	今はつばさ学園に通っていますが、就学後の放課後等デイサービスについて、身体障害児を受入れる施設が少なく、不安に感じています。域外ではなく、市内で重症心身障害児を支援する放課後デイサービスの充実を希望します。子どもの数が増えている近年、対象となる子どもが今後増えることが予想されるため、1か所ではなく、複数個所の設置を希望します。	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの事業所は現状市内にはありません。このことを踏まえ、まず目標値として1箇所整備できるよう事業所へ働きかけていきます。また、目標値については今後の利用状況により見直しを検討します。	無	
18		その他全般	私には知的障害を持つ子供がおります。つばさの療育相談を受けながら療育を受けさせております。流山市は子供が増えています。子供が増えると同時に障害を持つ子供も増えています。療育は未就学児の時に適切に受けること成長がみられ、その後の人生に大きく影響してくると言われています。その療育の市の機関であるつばさ学園が未だに分散であることに困っている保護者がたくさんいます。私もその一人で、来年度の療育先を考えるうえで、まずつばさ学園を考えました。ですが、来年度が分散なのか、通常通りかを決まっていらないのに締め切りまでにはどうするか決めてくださいと言われる。民間の療育との兼ね合いもあるのではっきりして頂かないと困ります。ですから、つばさの療育を諦めざるを得ません。障害を持つ子供にとっては、未就学児の時期がとても大切なんです。つばさの相談室の方も、療育相談に来た子に発達検査の結果週5の療育をすすめるのにつばさは週5やってない、というやりにくい状況になっているとおっしゃっていました。11月につばさに見学に行ったときに今年度はもういっぱいなので入れません、今からだと来年度からになりますと言われました。ですが、つばさの偉い方とお聞きしました早川さんは、5人程空きがあるとおっしゃっていたと知人に聞きました。この食い違いはどうしてでしょうか？つばさは来年度希望の締め切りを11月6日としていると聞きましたが、内部の話だと12月3週目で締め切るとの話をお聞きしました。つばさで何が起きているのか、この情報の違いは何なのか、つばさはわからないことが多いです。明確な情報開示をもとめます。流山市はどんどん子供が増えていくことが予想されています。支援学校を増やしてほしいです。支援学校も定員いっぱいだという話を聞きます。我が子が入れないかもしれないというような不安を取り除いてほしいと思います。児童発達支援事業所に入るのも激戦だと聞きます。療育を受けたい子が受けられないなんて悲しいと思います。私たちの情報源は口コミです。もっと市でバックアップしてもらえないでしょうか？私たち社会的弱者の声をもっと聴いていただけないでしょうか。	つばさ学園の分散登園については、未だ新型コロナウイルス感染症が終息していないことから、園児の健康を第一に考え、現在も継続しておりますが、本市の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、分散登園を継続するか判断いたします。分散登園の継続により、お子様の進路を検討する上で御負担をおかけしますが、保護者の御希望を確認して療育支援会議で決定していく過程については、御理解・御協力いただきたくお願いいたします。児童発達支援センターの定員については、平成31年4月に30名から40名に増員をしております。児童発達支援センターの利用の希望がある方には、詳細に情報を提供・説明をし、丁寧な相談をしております。	無	

第6次流山市障害者計画・第6期流山市障害福祉計画及び第2期流山市障害児福祉計画（素案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	第6次障害者計画・第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画 修正案
19-1	障害者計画 P32	5 要約筆記者の養成・派遣の推進	5 要約筆記者の要請・派遣の推進 [現状と課題] 冒頭の「手話を必要とする聴覚障害者」とするのは表現として適切ではありません。社会の中で、聴覚障害者は手話を使うという認識が浸透しているなか益々助長してしまいます。手話以外でコミュニケーションを使っている聴覚障害者もいます。聴覚障害者は、手話や文字による情報取得なども有効・・・	ご指摘について対応いたします。	有	障害者計画32ページ 5 要約筆記者の養成・派遣の推進 [現状と課題]「手話を必要とする」を削除。
19-2	障害者計画 P32	5 要約筆記者の養成・派遣の推進	要約筆記者の要請について今後どのように人材を確保していけるのでしょうか。現在、流山市には5名の要約筆記者がいます。高齢化も進んでいます。中途失聴者・難聴者が社会参加できるよう、いつでも要約筆記者が依頼でき、健聴者と同じように生活できるように、より多くの人材が必要です。一日も早く、流山市で養成講座（前期・後期）が出来ますよう取り組んでいきたいです。	聴覚障害者にとって、他者と意思疎通を図るうえで、手話通訳者だけでなく、要約筆記者についても重要な役割を担っていると考えます。市では養成講座の受講を促進するなど、要約筆記者の養成に努めます。	無	
20-1	障害者計画 P31	4手話通訳者の養成・派遣の推進	支援課 手話通訳設置者あと1名増やしてほしい（不在の時伺った事があるので困った）	設置手話通訳者は週5日ありますが、設置手話通訳者が不在時でも、聴覚障害者が来庁した際に窓口対応できるよう、令和2年11月から遠隔手話通訳タブレットを導入しておりますので、活用してまいります。	無	
20-2	障害者計画 P28	4 防災、防犯対策の推進	福祉避難所（ケアセンター）になって欲しい。聴覚障害者のための情報保障、設備して欲しい。	避難所において、それぞれの障害特性に配慮した避難所運営ができるよう、各担当課とともに協議を進めてまいります。	無	
20-3	障害者計画 P29	第2章情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	公の場にもぜひ聴覚障害者のための情報保障設備して欲しい。放送ではわかりません。	火災等の有事の際には避難誘導マニュアルにより、職員が即行動を起こし、マンパワーで各会議室を巡回し避難を呼びかけます。その際にプラカードを携帯し、聞こえない方々にも分かりやすく避難誘導等します。また、必要に応じて、ホワイトボード等に記入し対応いたします。	無	
20-4	障害者計画 P29	第2章情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	又、公の場（公民館、福祉会館など）見やすい電光掲示板もつけて欲しい。青、黄、赤 色分けのシグナル使用する方法も考えて欲しい。	火災等の有事の際には避難誘導マニュアルにより、職員が即行動を起こし、マンパワーで各会議室を巡回し避難を呼びかけます。その際にプラカードを携帯し、聞こえない方々にも分かりやすく避難誘導等します。また、必要に応じて、ホワイトボード等に記入し対応いたします。	無	
20-5		その他全般	高齢者向け住宅がR3、2月1日オープンと聞いてます。ろう者向けも取り入れて欲しい。デイサービスも設けて欲しい。	ろう者の方にも対応できるよう合理的配慮の中で取り組んでまいります。	無	
21-1	障害者計画 P29	第2章情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	いつもお疲れ様です。福祉発展の向上に心かけして下さりありがとうございます。 ・目でみる情報の設備を進めてほしいです。 ケアセンターが福祉避難所になっているのに、全くととのえていないのです。又、公の場すべて、設備を進めて頂きたいです。イベントや緊急時ではなく、日常生活に必要なものです。それは、聴覚障害者だけでなく、高齢者、子供、障害者全て対応にふさわしいと思います。ぜひ検討をよろしく願います。	避難所において、それぞれの障害特性に配慮した避難所運営ができるよう、各担当課とともに協議を進めてまいります。	無	
21-2	障害者計画 P31	4手話通訳者の養成・派遣の推進	専門職のある方に特に、研修できる環境をととのえて欲しい。例え手話の通訳者、要約筆記者だって資格を取ったあとでも研修する場は大切です。（一番不平に思うのは障害者なのだから）	定期的に会議を行いながらスーパービジョンを行ったり、自主研修の場を設けておりますが、4手話通訳者の養成・派遣の推進「手話・要約筆記の普及」に基づき、研修の場を充実してまいります。	無	
21-3	障害者計画 P31	4手話通訳者の養成・派遣の推進	手話設置のことですが、1人となっておりますが、もう1人いて頂けるとありがたいです。（予算はふやさない。1人分ですよ。）	設置手話通訳者は週5日ありますが、設置手話通訳者が不在時でも、聴覚障害者が来庁した際に窓口対応できるよう、令和2年11月から遠隔手話通訳タブレットを導入しておりますので、活用してまいります。	無	
21-4	障害者計画 P31	4手話通訳者の養成・派遣の推進	手話通訳奉仕養成講座のあと、市だけの登録はできないですか。ボランティア通訳（経験の場を作ってほしい）基準を作る。（前期、後期のあとのことです）	市の登録については、手話通訳技能認定試験又は手話通訳者全国统一試験に合格した者と定め、一定のレベルに到達した方を対象としております。手話通訳奉仕員養成講座終了された方には、スキルアップを目的に手話関係団体等や次のステップの手話講座をご案内させていただいております。	無	
22-1	障害福祉計画及び障害児福祉計画 P33（5）	児童発達支援の確保について	現在の段階で少なく、満足にサービスもうけられない状況にあるので確保していただきたい。現在公共の児童発達支援は1か所しかない。人口が増加しているので児童発達支援のサービス供給量が追いついていない。	1箇所以上という表記がわかりづらいというご指摘について、お詫び申し上げます。 児童発達支援センターについては、現在設置している児童発達支援センターについて維持し、運営することを表現したものでございます。今後の人口推計、利用対象となる児童の推計を捉え、令和3年度から令和5年度の第2期障害児福祉計画の計画期間において、民間事業者の参入も含めた整備について検討してまいります。	有	障害福祉計画・障害児福祉計画33ページ後段 （5）の本文中「令和5年度末までに、～設置します。」を「現在設置している児童発達支援センターについて維持・運営し、今後の人口推計、利用対象となる児童の推計を捉え、令和3年度から令和5年度の第2期障害児福祉計画において、民間事業者の参入を含めた整備について検討します。」に修正

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	第6次障害者計画・第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画 修正案
22-2	障害福祉計画及び障害児福祉計画 P33(5)	児童発達支援センターの設置	発達障害児の保育園や幼稚園の受け入れが非常に厳しく受け入れていただけていないところが多い。またその受け入れてくれる保育園や幼稚園の情報があまりにも親になさすぎる。	保育園及び幼稚園の入園状況については、各園の在園児の状況が各年度や月単位で変わるため、市としても把握することが非常に難しいところがあります。幼稚園については各園に、保育園については、各園及び保育課にご相談していただくようお願いいたします。また、現在の障害児等の受入れについては、保育園及び幼稚園に本市独自の補助金を交付し、障害児等の受入れ体制の支援をしています。今後も支援を継続すると共に、保育園及び幼稚園と連携を図り、受入れ体制の拡充に努めてまいります。	無	
22-3	障害福祉計画及び障害児福祉計画 P33(5)	障害児支援の提供体制の整備等	子供が発達障害を持っているかもしれないと不安をかかえてから、療育につながるまでの時間がかかりすぎている、そしてプロセスがわかりにくい、情報がない。	児童発達支援センターでは、心身の成長や発達に心配のある就学前のお子様にも、こども発達相談を行っています。お子様の発達状態を確認し、医師等の専門家による療育支援会議でお子様の適切な支援について検討し、民間の療育支援の利用も含め、支援方針を決定しています。相談員がその都度相談の流れ等について説明をいたしておりますが、御理解いただけるように努めてまいります。なお、市のホームページに児童発達支援センターについて掲載しております。	無	
23		その他全般	「共に生き 共に築く 私たちのまち一流山」以前より福祉の充実を図って下さる流山市をうれしく強く思っております。この度は具体的に8項目の基本方針を計画され令和3年度より施行、実行をお考え下さること嬉しい事と心から期待しております。これだけ障害者全体のことをお考え下さると言う事流山市民として誇りに思います。4月には「手話言語条例の普及と促進に関する条例」が施行されました。多くの方々へ支えられ、ろう者自身も自分の立場を理解して頑張っております。今後ともよろしくお願いたします。今年のはかつて経験したことのないコロナウイルス感染拡大の厳しい日常となりました。こんな時こそ障害者を支えていただき、又障害者同志で助け合って感染拡大防止に心がけているようです。みなさまのお陰です。流山市の市民で良かったと心から思います。	計画の基本理念として掲げている「障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会」を目指し、各種事業を展開してまいります。	無	
24-1	障害者計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画	その他全般	PDCAサイクルを取り入れることは大変良いことだと思います。中間評価の際は、協議会等の意見を聴くとともにその結果を公表することは、当事者、関係者団体の方々へ寄りそい、さらに充実した事業になると思います。	ありがとうございます。本計画の推進に向け、PDCAサイクルを基に各種事業を展開してまいります。	無	
24-2		その他全般	各サービス種別ごとに細かく目標見込みが決められていてよいと思います。	ありがとうございます。本計画の目標に向け、各種事業を展開してまいります。	無	
24-3	障害者計画 P28	4 防災、防犯対策の推進	公民館や福祉会館など公の場に紙ベースだけでなく、電光掲示板のような情報設備の設置を進めていただけないでしょうか。災害時の避難所としての活用、文化芸術活動、各種イベントなどに活用することで、聴覚障害者だけでなく、高齢者など、広く市民も情報を得ることができると思います。	火災等の有事の際には避難誘導マニュアルにより、職員が即行動を起こし、マンパワーで各会議室を巡回し避難を呼びかけます。その際にプラカードを携帯し、聞こえない方々にも分かりやすく避難誘導等します。また、必要に応じて、ホワイトボード等に記入し対応いたします。なおホールでの講義・式典等では、手話通訳者等に依頼し対応しています。	無	
25-1	障害者計画 P29	第2章情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	聴覚障害者のための情報保障設備を考えていただきたいです。	本計画の8つの施策分野のひとつである「情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」に向け、各種事業を展開してまいります。	無	
25-2	障害者計画 P31	4手話通訳者の養成・派遣の推進	手話通訳設置者をあと1人増やして欲しいです。	設置手話通訳者は週5日ありますが、設置手話通訳者が不在時でも、聴覚障害者が来庁した際に窓口対応できるよう、令和2年11月から遠隔手話通訳タブレットを導入しておりますので、活用してまいります。	無	
25-3	障害者計画 P28	4 防災、防犯対策の推進	聴覚障害者のための情報保障設備をお願い致します。公民館や福祉会館などに見やすい電子表示板のようなものをお願い致します。緊急時やイベントの時だけでなく日常生活にも必要です。	火災等の有事の際には避難誘導マニュアルにより、職員が即行動を起こし、マンパワーで各会議室を巡回し避難を呼びかけます。その際にプラカードを携帯し、聞こえない方々にも分かりやすく避難誘導等します。また、必要に応じて、ホワイトボード等に記入し対応いたします。	無	
25-4	障害者計画 P31	3手話言語条例の普及促進	小学校の授業に手話の学習の時間を入れてほしいです。	本年度は市内4校で聴覚障害者を講師としてお招きし、聴覚障害に対する理解と合わせて手話を学びました。児童にとって非常に有意義な経験となることから、次年度以降も継続して授業のカリキュラムに取り組んでまいります。	無	
26-1	障害者計画 P20	(2)情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 について	意思疎通については聴覚障害者の対応はとも手厚く思われます。知的および発達障害者への意思疎通ツールの充実は何を考えておられるのでしょうか。具体的に明記いただきたいです。同じく第6期流山市障害福祉計画においても、40ページ、意思疎通支援事業において、どのように進めていくのか記載ください。	意思疎通支援事業については、聴覚障害者のみならず、視覚、失語、知的、発達障害等多くの障害に必要な事業と考えます。しかし、事業実施には課題も多いため、今後、対象要件やニーズ、実施方法、近隣他市の状況も踏まえ、事業実施を検討してまいります。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	第6次障害者計画・第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画 修正案
26-2	障害者計画 P32	6.「障害福祉の案内」	最新の冊子が発行されたときは、最低でも福祉団体にはお知らせいただきたいです。連絡先等は把握されていると思いますので、是非事業として行っていただきたい。できないのであればその理由をお教えください。HPにも掲載されているとのことですが、障害者が簡単に掲載を確認できると思えません。	「障害福祉の案内」については、年1回の見直しの他、大きな制度の改正等があったときには、その都度改訂をしています。ご要望である障害者団体へのお知らせについては、次回の改訂から実施いたします。	無	
26-3	障害者計画 P36	3.啓発活動の充実/市職員に対する研修・啓発について	障害者を知るには、障害を持っている方が、どのような生活をしているのか、何に困っているのかを知る必要があります。支援側本位ではなく、障害者が主人公で考えなければいけません。もっと障害者を知っていただく体験型研修を実施してほしいです。知っていただくことで、どのような支援ができるかではなく、どのような支援が必要かがわかると思います。	小学校の出前講座や市職員向け研修では、ろう者を講師としてお招きしたり、防災危機に関する講演会では当事者の災害時の必要な支援などを語っていただいております。障害理解に対するさらなる普及となるように内容等を障害当事者と考えてまいります。	無	
26-4	障害者計画 P38	5.交流機会の拡大について	現在、知的障害者にとっては交流をいうにはとても遠い状況となっているかと思えます。障害者団体も方法を模索しているかと思いますが、市で何かほかに事業として考えはありませんでしょうか。	障害者福祉センターを中心に、障害のある方が幅広く参加できるような交流の機会を設けてまいります。	無	
26-5	障害者計画 P48	1.就労や雇用の場の確保について	障害に合った仕事と記載されていますが、障害者でもできるようにする体制づくりが必要かと思えます。これはできないと決めつけるのではなく、出来るようにする場を作り確保することが大切だと思います。受け入れるというのではなく来ていただくという考えでないといけないのではないのでしょうか。優先調達については、コロナ禍で障害者作業所等の売り上げが落ちています、こんなときこそ優先調達が必要だと思います。また、優先調達の詳細を公表すべきではないのでしょうか。実績が上がってきていると記載はありますが、実績を公表することで、障害者自身も意欲の向上や感謝の気持ちが出てくるのではないのでしょうか。	障害者が就労することは、障害者の経済的自立や生きがいづくりにつながります。就労に意欲のある障害者が就労につながるよう、就労支援センターをはじめ、障害者総合支援法による就労系のサービス、企業での職場実習の受け入れ、ハローワークとの連携等、障害者の就労・雇用をサポートしてまいります。また、優先調達については、市役所からの発注が増えるよう、新たに市内障害者就労支援施設のパンフレットを作成しましたので、有効に活用してまいります。	無	
26-6	障害者計画 P51	1.保育・就学前の充実について	障害児の療育は早期療育がとても大切です。生活をしていく上で大部分の時間を保護者が療育しています。障害児・保護者同時に支援をお願いしたいです。是非計画としてどの部分にでもいいため、入れていただきたいと思えます。	流山市児童発達支援センターでは、外来療育の一つとして親子支援を行なっています。また、年齢が限定（2歳児対象）されますが当センターの通所支援の施設である児童デイつばさに親子で通うクラスがございます。今後も保護者様のニーズに応えていけるよう努めてまいります。	無	
26-7	障害福祉計画及び障害児福祉計画 P40	ウ意思疎通支援事業について	聴覚障害者の事業でしょうかと思ってしまうのですが、他の障害者のためのサービス内容が不十分だと思います。	意思疎通支援事業につきましては、聴覚障害だけでなく、言語機能、視覚、失語など意思疎通に支障のある障害者とその他の者の意思疎通を支援する事業です。現在流山市では聴覚障害者を対象としておりますが、今後は視覚障害や失語症に対する意思疎通支援の事業化について検討し、実施を目指してまいります。	無	
26-8	障害福祉計画及び障害児福祉計画 P47	キ在宅障害者一時介護助成について	現在、障害者の日中一時支援事業所が少ない状況で、保護者も高齢化がすすみ、今後この支援を利用する方は増えていくと思われる。利用数減少ではなく、増えるのではないかとありますが、どのようにお考えでしょうか。	在宅障害者一時介護料助成の利用者は減少傾向にありますが、障害者の家族の負担軽減を図るため、必要なサービスであると考えます。なお、地域生活支援事業である日中一時支援事業につきましても、必要な支給量の確保に努めます。	無	
26-9		その他	障害者計画等パブリックコメントにつきまして、広報ながれやまにてお知らせさせていただいておりますが、最低でも障害者団体へは個々に詳細をご連絡頂きたいと思えます。障害者に直接知らせるのは当然のことかと思えます。	パブリックコメント手続き実施前に、各障害者団体へ計画の素案段階で意見を求め、10団体から130の意見をいただいております。内容を反映したものをパブリックコメントとして実施しています。また、個人の方には、各団体の長をとおして意見を提出していただくようお願いしました。	無	
26-10		審議会委員/福祉サービスの提供を受けるものを代表とするものについて	計画を立てる段階で、十分にサービス提供を受ける方の意見を把握しているのか。把握しているならばどんな形で意見収集をしているのか。委員の中のサービスを受ける個人、団体の割合が少ないのではないのか。市民等については、一般市民の意見も必要だとは思いますが、何をしている方なのか、わかりません。問題ない範囲で記載してほしいです。	計画案の策定にあたっては、無作為抽出による障害者からのアンケートによるニーズ調査の他、福祉施策審議会、各障害者団体から意見を聴取しております。なお、福祉施策審議会の委員につきましては、福祉サービスの提供を受ける者、学識経験を有する者、行政機関、医師会、公募による市民等で構成されています。	無	
27-1	障害者計画 P31	4手話通訳者の養成・派遣の推進	手話通訳設置者あと1名増やしてほしい。	設置手話通訳者は週5日おりますが、設置手話通訳者が不在時でも、聴覚障害者が来庁した際に窓口対応できるよう、令和2年11月から遠隔手話通訳タブレットを導入しておりますので、活用してまいります。	無	
27-2	障害者計画 P29	第2章情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	公の場にも、ぜひ聴覚障害者のための情報保障を設備して欲しい。	火災等の有事の際には避難誘導マニュアルにより、職員が即行動を起こし、マンパワーで各会議室を巡回し避難を呼びかけます。その際にプラカードを携帯し、聞こえない方々にも分かりやすく避難誘導等します。また、必要に応じて、ホワイトボード等に記入し対応いたします。	無	



第6次流山市障害者計画・第6期流山市障害福祉計画及び第2期流山市障害児福祉計画（素案）に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	第6次障害者計画・第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画 修正案
27-3	障害者計画 P29	第2章情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	公の場（公民館、福祉会館など）見やすい電子表示板のこともね。イベントや緊急時だけでなく日常生活にも必要。	火災等の有事の際には避難誘導マニュアルにより、職員が即行動を起こし、マンパワーで各会議室を巡回し避難を呼びかけます。その際にプラカードを携帯し、聞こえない方々にも分かりやすく避難誘導等します。また、必要に応じて、ホワイトボード等に記入し対応いたします。	無	
28-1	障害者計画 P31	4手話通訳者の養成・派遣の推進	手話通訳設置者あと1名増やしてほしい。	設置手話通訳者は週5日ありますが、設置手話通訳者が不在時でも、聴覚障害者が来庁した際に窓口対応できるよう、令和2年11月から遠隔手話通訳タブレットを導入しておりますので、活用してまいります。	無	
28-2	障害者計画 P29	第2章情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	公の場にも、ぜひ聴覚障害者のための情報保障を設備して欲しい。	火災等の有事の際には避難誘導マニュアルにより、職員が即行動を起こし、マンパワーで各会議室を巡回し避難を呼びかけます。その際にプラカードを携帯し、聞こえない方々にも分かりやすく避難誘導等します。また、必要に応じて、ホワイトボード等に記入し対応いたします。	無	
28-3	障害者計画 P29	第2章情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	公の場（公民館、福祉会館など）見やすい電子表示板のこともね。イベントや緊急時だけでなく日常生活にも必要。	火災等の有事の際には避難誘導マニュアルにより、職員が即行動を起こし、マンパワーで各会議室を巡回し避難を呼びかけます。その際にプラカードを携帯し、聞こえない方々にも分かりやすく避難誘導等します。また、必要に応じて、ホワイトボード等に記入し対応いたします。	無	